

令和 8 年 事業計画書

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで 一般財団法人三誠未来構想財団

I. 事業実施の基本方針

1. 環境認識と新制度への適応

我が国の公益法人制度は、2025 年 4 月に施行された改正公益認定法により、「財務規律の柔軟化・明確化」および「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」を柱とする新制度へと移行しました。

本年は当財団の設立初年であり、かつ新制度の経過措置期間における立ち上げの時期に該当します。

総額 100 億円規模にのぼる設立者からの巨額の寄付原資を社会へ適切かつ持続可能な形で還元するため、当財団は改正法に基づく新財務基準に完全適合した財務シミュレーションを構築し、行政庁（内閣府）による厳格な公益認定審査に臨みます。

2. 令和 8 年の重点目標

当財団は、半導体、人工知能（AI）、新エネルギー開発等の最先端技術分野から、農業をはじめとする一次産業にいたるまで、バーチャルとリアルの双方から我が国の産業技術立国再興を牽引し、次世代技術人材の育成および学術、産業の振興に寄与することを基本方針とします。

令和 8 年においては、新規事業の一般公募や各種支援の給付等の「実務的な募集・運営」は実施いたしません。

本年は、内閣府への「公益認定本申請」の実施を確実なものとするを最優先課題とし、以下の財務・情報公開・組織基盤の策定、定款変更、各種内部規程の整備、および各事業の初期基本計画の設計に専念します。

(1) 「段階的拋出型」財務スキームの確立

初年における巨額資産の消化不良（財務基準の不適合）を未然に防ぐため、原資である 100 億円を事業に一括投入するのではなく、適切に管理運用しながら、事業の進捗および規模の拡大に合わせて段階的に拋出を行う持続可能な財務スキームを構築します。

(2) 情報公開基盤の早期構築

公益法人に求められる高い透明性を確保するため、財団公式ホームページ

の新規構築および SNS を活用した情報発信施策の初期プラン策定を外部の専門業者へ委託し、情報公開基盤を整備します。

(3) 事務局体制の基盤創出

円滑な業務執行および内閣府による審査対応の拠点として、東京都千代田区（お茶の水地区）に法人事務所を賃借・開設し、適切な事務局体制を確立します。

Ⅱ. 公益目的事業の準備・設計及び運営計画

内閣府への公益認定申請における登録にあたっては、当法人が実施する各事業の真の狙いが「最先端テクノロジー（AI・半導体・新エネルギー等）その他各産業分野を学ぶバーチャル空間（POT）での修養」と「その最先端技術をリアルな大地（パイロットファーム等）へ実装・展開する実践」を高度に融合させ、多面的な次世代産業人材を育てることにあるため、これらを個別の事業とせず、「公益目的事業 1」という一つの巨大な「複合型事業群」としてパッケージ化して登録する。

これにより、定款第 4 条に掲げる各事業文言と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法）第 2 条別表第 23 号（政令で定めるもの）における多面的な公益性を本文内で以下の通り一体的に整理し、立証する。

【公益目的事業 1】バーチャル及びリアルを融合した次世代産業技術・一次産業人材育成支援事業

本事業は、認定法別表第 23 号に規定する、一号（学術及び科学技術の振興）、五号（勤労意欲のある者に対する就労の支援）、九号（教育等を通じた豊かな人間性の涵養）、十四号（より良い社会の形成の推進）、二十号（経済活動の活性化による国民生活の安定向上）、二十一号（国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保）の各区分に複合的に該当するものである。

令和 8 年は、定款の事業内容に沿って以下の 4 つの柱の基盤構築を推進する。

1. 次世代人材育成プラットフォーム（POT／るつぼ）の開発及び運営（準備・設計期）

- (1) 定款上の根拠事業：第 4 条第 1 項第 1 号「最先端技術等産業の各分野に関する人材育成プラットフォームの開発及び運営」
- (2) 認定基準（法別表）との対応区分：一号（学術及び科学技術の振興）、九号（教育等を通じた豊かな人間性の涵養）

(3) 具体的実施計画

半導体製造技術、人工知能（AI）、新エネルギー開発など、我が国の国際競争力を左右する最先端科学技術分野における次世代人材を育成するため、時間的・地理的制約のないバーチャルな「修養および高度双方向ラーニング環境」を構築する。

多様な背景を持つ国内の若手技術人材（ラーナー）、第一線の研究者・指導員、産業界のリーダーが一堂に会し、知識や感性が融合し合う「人々のるつぼ（Melting Pot）」として機能する人材育成プラットフォーム（POT）の要件定義及び初期システム設計に着手し、開発のベースを構築する。

本システムの設計・開発にあたっては、高度な専門的知見と実績を有する外部の専門業者へ業務を委託し、グランドデザインを強固なものとする。

初期設計における予算規模は約1億円を想定しており、当期は拠出される初年原資の中から、初期システム基本設計委託費および指導員へのカリキュラム開発委託・事前調整費を充当してこれを推進する。

なお、本年中のラーナー募集やシステム運用は行わない。

2. 優秀な技術人材に対する海外留学支援、高度研究への助成及び奨学金の給付（制度設計期）

(1) 定款上の根拠事業：第4条第1項第2号「優秀な技術人材に対する海外留学支援、高度研究への助成及び奨学金の給付」

(2) 認定基準（法別表）との対応区分：一号（学術及び科学技術の振興）、九号（教育等を通じた豊かな人間性の涵養）

(3) 具体的実施計画

経済的状況や環境の壁に捉われることなく、科学技術や学術・産業振興に寄与する優秀な若手人材を広く選抜し、世界および国内の最高峰の環境で自己研鑽に励める環境（返済義務のない奨学金の給付、留学支援、高度研究助成）を提供することで、我が国の国際競争力強化に資する人材を輩出する。

次年以降の募集開始に向け、特定の推薦や利益誘導を完全に排除し、認定法第5条に適合する公平性・中立性・透明性を担保した「公募要項」を策定する。

選考対象分野としては、AI、半導体、新エネルギー、スマートプライマリインダストリー（先端技術農林業）等を網羅し、客観的かつ適正な審査を行うための外部有識者を交えた「選考委員会」の組織体制および運営規程の設計を進める。

なお、本年中の一般公募、選考、および給付に伴う事業費の支出は行わない。

3. 技術人材のキャリア形成及び産業界への参画支援

(先端技術社会実装・基本計画期)

- (1) 定款上の根拠事業：第4条第1項第3号「技術人材のキャリア形成及び産業界への参画支援」
- (2) 認定基準（法別表）との対応区分：五号（勤労意欲のある者に対する就労の支援）、十四号（より良い社会の形成の推進）、二十号（経済活動の活性化による国民生活の安定向上）、二十一号（国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保）
- (3) 具体的実施計画

上記「POT」で培われたAIや半導体、新エネルギー等の最先端技術を、農業をはじめとする一次産業等のリアルなフィールドへ実装・展開（スマート農業、アグリテックの推進等）する実務人材を育成することで、国民生活に不可欠な物資の安定供給の確保（食料・エネルギー安全保障）に寄与するとともに、技術人材の新たなキャリア形成及び産業界・地域社会への参画支援を推進する。

本年は、将来的に取得（または活用）を予定している最先端技術の実装用フィールド（パイロットファーム等）の土地選定、現地調査、および活用計画策定委託を進め、次年以降の受入体制の基盤を創出する。

また、実習現場で直接指導にあたる専門指導員の確保、および指導カリキュラム・研修プログラムの開発に向けた初期調査・企画を推進する。

今年の実習生募集や実際のフィールド運営は行わない。

4. A-Forumの運営及び基盤強化（既存活動の適法化）

- (1) 定款上の根拠事業：第4条第1項第1号「人材育成プラットフォームの運営」および第3号「技術人材の産業界への参画支援」に包含
- (2) 認定基準（法別表）との対応区分：一号（学術及び科学技術の振興）、十四号（より良い社会の形成の推進）
- (3) 具体的実施計画

学術・科学技術の振興やより良い社会の形成に向け、各産業界、学術界、各界の専門家や若手人材が一堂に会し、知見を共有・発信する総合フォーラムとして、既に確立されている「A-Forum」の活動について、本年も継続して維持・運営を行う。

本フォーラムは、定款第1号の「プラットフォーム運営」および第3号の「参画支援」をリアルな場において具体的に具現化する一環として位置付ける。

本年は、公益認定申請に向け、本フォーラムの経常的な維持運営を行うとともに、運営規程の整備や、情報公開・発信体制を強化するための財団公式ホームページの新規構築、および外部の専門業者への SNS プロモーション施策委託を進め、内閣府の公益基準に完全適合させるためのガバナンス基盤を強化する。

Ⅲ. 法人管理及びガバナンス体制の構築

1. 定款変更および内部規程の整備（ガバナンス要件の充足）

100 億円規模の資産および将来的な土地資産を適正かつ段階的に管理・運用し、特定の個人・身内への利益誘導がないガバナンスの透明性を国（内閣府）に証明するため、本申請に必須となる「役員等の報酬及び費用弁償に関する規程」の文面を整備し、本理事会及び評議員会において可決・施行します。

また、次年以降に稼働する各種委員会規程（選考委員会規程等）の策定を進めます。

2. 「段階的拋出型」収支予算書の完全策定（財務要件の充足）

内閣府の審査に対して、100 億円という巨額の前資を「安全に運用しながら、各事業の設計進捗や A-Forum の維持運営に合わせて計画的に段階拋出している」ことを立証するため、令和 8 年の収支予算書（財務シミュレーション）を策定します。

この収支予算においては、今年お茶の水地区に開設する法人事務所の賃借料（家賃）、保証金、および事務局運営に必要な諸経費（法人管理費・その他）の概算を適正に計上し、予算書類と連動性を持たせます。

なお、財務シミュレーションおよび本申請手続きの進行にあたっては、公益法人制度に精通した外部の専門家（行政書士等）と緊密に連携し、法的な整合性を担保します。

以 上